

オーストラリア会社設立パッケージ#AULLC03
(当地会社秘書、登記住所サービス及び当地法人銀行口座の申請)

このパッケージはオーストラリアに会社を設立することが希望し、けれども当地会社秘書がいなくて当地登記住所もない、さらに、オーストラリアに法人口座を開設することが必要とするビジネスマンに適用します。

1. オーストラリア会社登録パッケージのサービス範囲

(1) 会社設立前後の準備及び手続き

- (a) 類似商号調査 / 会社名の予約
- (b) 会社覚書及び定款と設立書類の準備
- (c) 会社登記申込書の準備
- (d) 弊社のサービス料金と政府費用
- (e) 会社設立証明書
- (f) 会社登記文書一式 (例: 会社印鑑、株券、名簿と決議書)
- (g) 初回取締役会議決議書
- (h) 法人口座開設について決議書

(2) 会社秘書サービス (Company Secretarial Services)

オーストラリア会社法により、強制的に会社秘書を選任することが要求していないが、きちんと法令の遵守事項を継続的に取り扱うと法令期限を守るために、少なくとも1名の会社秘書を選任することを強くお勧めします。Australia Securities and Investment Commission (ASIC)の要求とオーストラリア会社法に依るため、弊社はオーストラリア会社の会社秘書役を就任できます。

- (a) ASICの遵守を忠告し督促状を送ります
- (b) 1年間名前付け会社秘書としてASICに登録します
- (c) ASICからの通知書とメッセージ等を転送します

(3) パブリックオフィサー (Public Officer)

パブリックオフィサーとは、オーストラリア税務当局 (Australian Taxation Office, "ATO") に法人所得税申告に関する主たる責任者です。パブリックオフィサーは、オーストラリアの税務上 (INCOME TAX ASSESSMENT ACT 1936 の第252条例) 会社に義務付けられる全ての事項に対するコンプライアンスの実施または確認の責任を負います。もしその義務を違反すれば、パブリックオフィサーは会社と同じく税法に基づき罰則を科されます。

SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.
Di Wang Commercial Centre
5002 Shennan Road East
Luohu District, Shenzhen, China
中国深セン市羅湖区深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
T: +86 755 8268 4480

SHANGHAI 上海

Room 603, 6/F., Tower B
Guangqi Culture Plaza
2899A Xietu Road, Xuhui District
Shanghai, China
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号
光啓文化広場B棟6階603室
T: +86 21 6439 4114

BEIJING 北京

Room 303, 3/F.
Interchina Commercial Building
33 Dengshikou Street
Dongcheng District, Beijing, China
中国北京市東城区灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
T: +86 10 6210 1890

TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4
Chung Hsiao East Road
Daan District, Taipei
Taiwan 10688
台湾台北市大安区忠孝東路四段
142号3階303室
郵便番号: 10688
T: +886 2 2711 1324

TOKYO 東京

308 BIZMARKS Akasaka
2-16-6, Akasaka, Minato-Ku, Tokyo
Japan 107-0052
日本東京都港区赤坂二丁目16番6号
BIZMARKS赤坂308室
郵便番号: 107-0052
T: +81 3 5776 2637

SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court
Singapore 069538
T: +65 6438 0116

KUALA LUMPUR クアラルンプール

Unit 28-13, 28/F., Menara Teguh
Alila Bangsar, 58 Jalan Ang Seng
50470 Kuala Lumpur, Malaysia
T: +60 17 672 0203

NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.
New York, NY 10013, USA
T: +1 646 850 5888

LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park
Bromley, Greater London
BR1 1LU, UK
T: +44 20 8176 3860

会社設立を申し込み間、パブリックオフィサーを任命することが必要ではありませんとはいえ、オーストラリアで事業を営む始める日もしくは利益を生じる日から3か月以内に必ずパブリックオフィサーを任命してATO に報告しなければなりません。違反すれば、毎日AUD110の罰金を処罰されます。

(4) ASIC 代理

弊社はオーストラリア法人のASIC代理を就任できます。下記のサービスを提供します：

- (a) 年次会社更新について通知書を送ります
- (b) 会社取締役 / パブリックオフィサー / 株主の個人詳細情報の変更もしくは会社登記住所の変更と株式の変更を会社登記所に報告、会社閉鎖の申請と処理

(5) 当地登記住所 / ビジネスアドレス

オーストラリア会社の当地登記住所として、弊社は一年間あるオーストラリアアドレスを提供できます。その住所をビジネスカードとレターヘッドまたは他の正式な書類に印刷できます。

オーストラリア法人の宛にメールを届く時、郵便物の送信先情報をメールで依頼人に通知します。郵便物を束ごとに転送する際、AUD5の手数料と郵送費用を請求します。

(6) ABN、TFN と GST の登録と申請

会社を設立した後、納税番号 (TFN) と事業者番号 (ABN) と物品サービス税番号 (GST) の申請と登録を取り扱います。

(7) オーストラリアにおける法人口座開設

シドニー市に下記任意の1軒銀行に法人口座開設を申請することを協力します。

- (a) Common Wealth Bank of Australia
- (b) Westpac Banking Corporation
- (c) St George Bank

デューデリジェンス審査を行うことを目的として、全ての会社取締役が銀行に訪ね行く、銀行の方と面談することを必要です。

パッケージ総計費用: AUD 7,000

注意点:

- (1) 上記の費用は弊社の当地取締役サービス費用を含んでいません。もし弊社の当地取締役サービスを利用すれば、月サービス費用 AUD 550 を請求します。その上、当地取締役サービスの固定短期サービス期間は6か月です。
- (2) 上記の費用はASICに納付すべき政府費用を含んでいますが、郵送料金を含んでいません。郵送先の情報を確認できる上、必要な郵送料金を通知します。

2. サービス費用の支払時間及びその方法

注文を受け取った後、サービス費用の請求書を用意して、支払案内と共にメールで依頼人に送ります。全額前払いをお願いします。

中国の増値税発票（巻票）(Value-Added Tax Invoice)または台湾のビジネス税発票（巻票）(Business Tax Invoice)が必要とすれば、中国の増値税率または台湾のビジネス税率により、増値税あるいはビジネス税の税金を請求します。

弊社は香港ドル小切手 / 現金 / TT（電信為替） / クレジットカードで Paypal での支払を受け取ります。もし Paypal で支払われれば、別途 5%の Paypal 手数料を請求します。

3. オーストラリア会社設立についての手続き

弊社のオーストラリア会社設立サービスを利用する際、下記の手続きをフォローして、必要とされる書類・情報を提供してください。

- (1) ファクス / メール / 郵便でオーストラリア会社設立の委託と会社設立に要する書類・情報を受領します。
- (2) ASIC に類似商号調査を行います。会社名の登録可能性を確認できる上、会社設立に関する書類を用意します。
- (3) 書類が出来上がったら、取締役と株主の署名を得るように手配します。取締役や株主は弊社に来社して書類を署名するもしくは書類をサインするため、メールで設立書類を取締役や株主に送ることを手配できます。署名された書類を政府に出すため、その正本を弊社に送り返さなければなりません。
- (4) 正本を受領した後、ASCI に提出します。もし全ての問題がなければ、数営業日後、ASIC は会社設立証明書を発行します。
- (5) 会社設立証明書を受け取った後、会社登記書類一式（通称：「 Company Kit」。会社印鑑と定款等を含んでいます）を準備します。
- (6) Company Kit を依頼人のところに郵送します。それから全ての設立手続きを完了します。Company Kit の中に会社の法的存在を証明できる書類が含まれています。
- (7) 最後に、依頼人は法人口座開設を申請しにオーストラリアに行きます。

4. 会社設立に要する概算時間

手順	叙述	かかる日数
1	会社設立に要する書類・情報を受領します	依頼人の日程により
2	会社設立に関わる申し込み書類を準備します	1 営業日
3	署名された設立書類の正本を受領します	依頼人の日程により
4	設立関係書類を ASIC に提出します	1 営業日
5	会社設立証明書を発行されます	1 営業日
6	会社設立証明書を受領します	1 営業日
7	Company Kit を準備します	4 営業日
8	Company Kit を依頼人に郵送します	7 営業日
9	法人口座開設を申請しにオーストラリアに行きます	依頼人の日程により
10	法人口座開設の申請を審査と処理します	銀行の日程により
11	ABN や TFN の申請と GST の登録	28 営業日

一般的には、全ての会社設立手続きを完成するのは、約3～4週がかかります。Company Kit を依頼人に郵送するのは別途1週間がかかります。さらに、GST の登録は別途28営業日がかかります。

5. 会社設立に必要な書類

(1) 会社設立に要する情報

- (a) 決定した英語の商号
- (b) 各株主と各取締役の有効なパスポートコピーと現住所アドレスの証明書類（例えば公共料金請求書、銀行月明細書または電話代請求書）；株主は法人である場合、会社設立証明書と登録住所証明書類のコピーを提供するのが必要です
- (c) 1名以上株主がいれば、発行可能株式総数、資本金と株式保有パーセンテージ等情報の提供が必要です。特に明記しない限り、ただ1名株主がいれば、100豪ドル100株で会社を設立します
- (d) 新しいオーストラリア会社の情報（例えば、主な業務内容、業務サービス、販売する予定な商品、サプライヤーと顧客の所在地、推測された初年度の売上高等）

(2) 法人口座開設申請に要する情報

- (a) 取締役の2年以上有効なパスポートコピー
- (b) 会社登記書類
- (c) 税務登録証明書

6. 会社登記文書一式(設立完了後得られる法的書類)

- (1) 正本会社設立証明書
- (2) 3冊会社覚書と定款(標準会社覚書と定款)
- (3) 10枚株券
- (4) 株主名簿、取締役名簿と会社秘書名簿等
- (5) 2つ会社印鑑
- (6) 他の法的書類

7. 年次維持とコンプライアンス

オーストラリアに一度正式的に会社を設立した後、会社法によりきちんと会社維持の要求を遵守しなければなりません。例えば、パブリックオフィサーの選任と会社簿記の更新と税務申告書の提出等要求。優良な会社状態を維持するため、毎年最低 AUD5,000 の年次維持費用がかかります。弊社の会社年次維持費用は請求次第お知らせします。

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com, enquiries@kaizencpa.com

お電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com